

大切な資産を大切な人に

# ロングドリーム<sup>+</sup>

ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険 **円建**  
〈積立利率変動型一時払終身保険(無配当H17)(円建)〉

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

日本生命

愛する人のために 谷川俊太郎

保険にはダイヤモンドの輝きもなければ、パソコンの便利さもありません。けれど目に見えぬこの商品には、人間の血が通っています。人間の未来への切ない望みがこめられています。愛情をお金であがなうことはできません。けれどお金に、愛情をこめることはできます。生命をふきこむことはできません。もし愛する人のために、お金が使われるなら。

ご検討にあたっては、当書面と「例表または提案書」をあわせてご覧ください。  
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「ご契約のしおり一約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

**募集代理店からのお知らせ** 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客様へ保険商品のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様の取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。  
※情報の利用に際しては、事前にお客様の同意をいただきます。
- 今回の保険契約募集に関する当金融機関とお客様との取引が、当金融機関におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。

ご契約前に必ずお読みください	
<b>契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット</b>	○「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
	○特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。 なお、現在ご加入のご契約について解約・減額して新しいご契約のお申込みをされる場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

**この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。また、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。**

引受保険会社  
日本生命保険相互会社

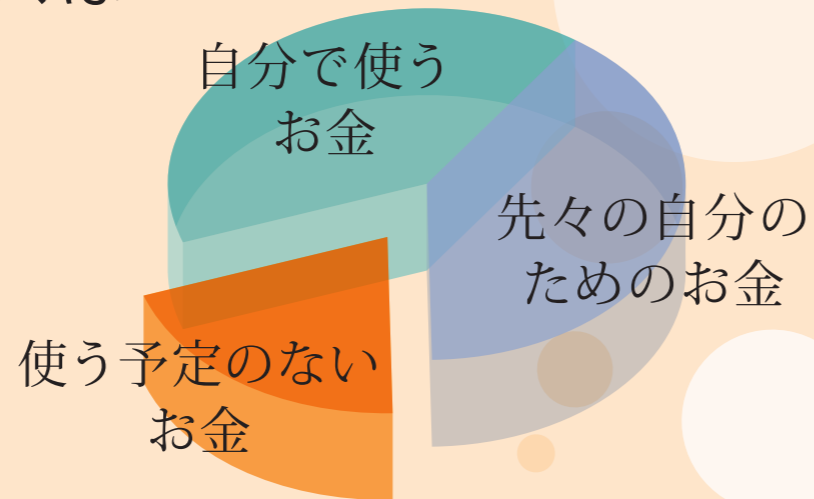
ニッセイダイレクト事務センター  
**0120-562-186** (通話料無料)  
携帯電話・PHSからご利用になれます。  
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日、12/31～1/3を除く)  
ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

募集代理店

引受保険会社  
 **日本生命保険相互会社**  
NISSAY

I 契約概要

ロングドリームプラスは  
大切な資産を  
大切な人に  
安心して引継げる  
終身保険です。



大切な人への思い...



○「ロングドリームプラス」で生命保険の特色を活用し、安心して引継ぐことができます。

生命保険の特色

1 大切な人に、宛名をつけて資産をのこすことができます。  
(死亡保険金受取人の指定)

2 相続時にすぐに使える資金を準備できます。  
(死亡保険金受取人からの請求により、(災害)死亡保険金の受取りが可能です。)

※生命保険は原則遺産分割協議の対象外のため、比較的速やかに現金受取が可能です。ただし、保険金等をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

契約概要について

- この「契約概要」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 引受保険会社の名称および住所・連絡先

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

●本店住所 〒541-8501 大阪府中央区今橋3-5-12

●ご契約に関するご要望・苦情等につきましては  
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター **0120-562-186** (通話料無料)

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

2. 商品のしくみ

●保険商品の名称 ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険(円建)

●保険商品の特徴

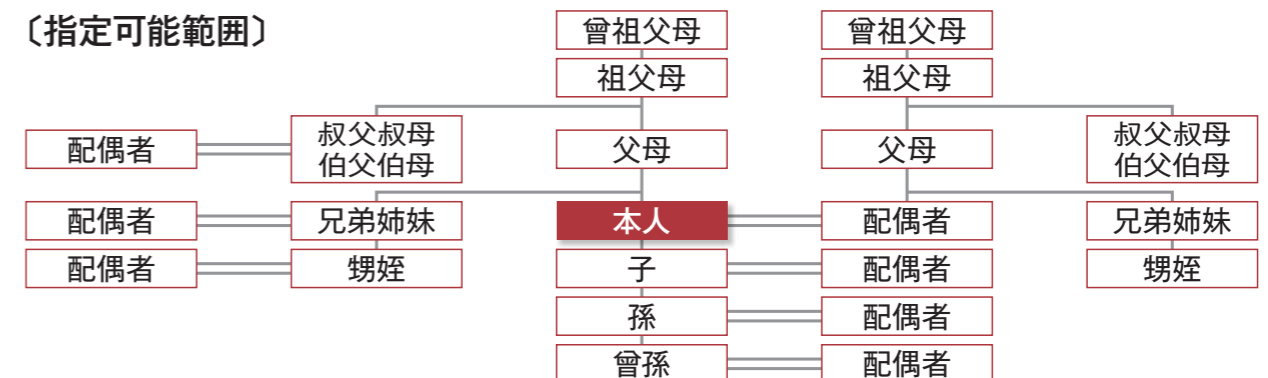
■この商品は、積立金を国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。**

イメージ図等につきましては次頁以降をご確認ください。

死亡保険金  
受取人の範囲

被保険者から見た続柄が「配偶者または3親等内の親族」の範囲から指定できます。

(指定可能範囲)





# 大切な資産を大切な人に

ポイント  
**1**

## 職業の告知で申込みが可能

契約年齢は幅広く、16歳～90歳  
(満年齢15歳6カ月超90歳6カ月以下)までお申込みが可能です。

ポイント  
**2**

## 積立金は着実に増加

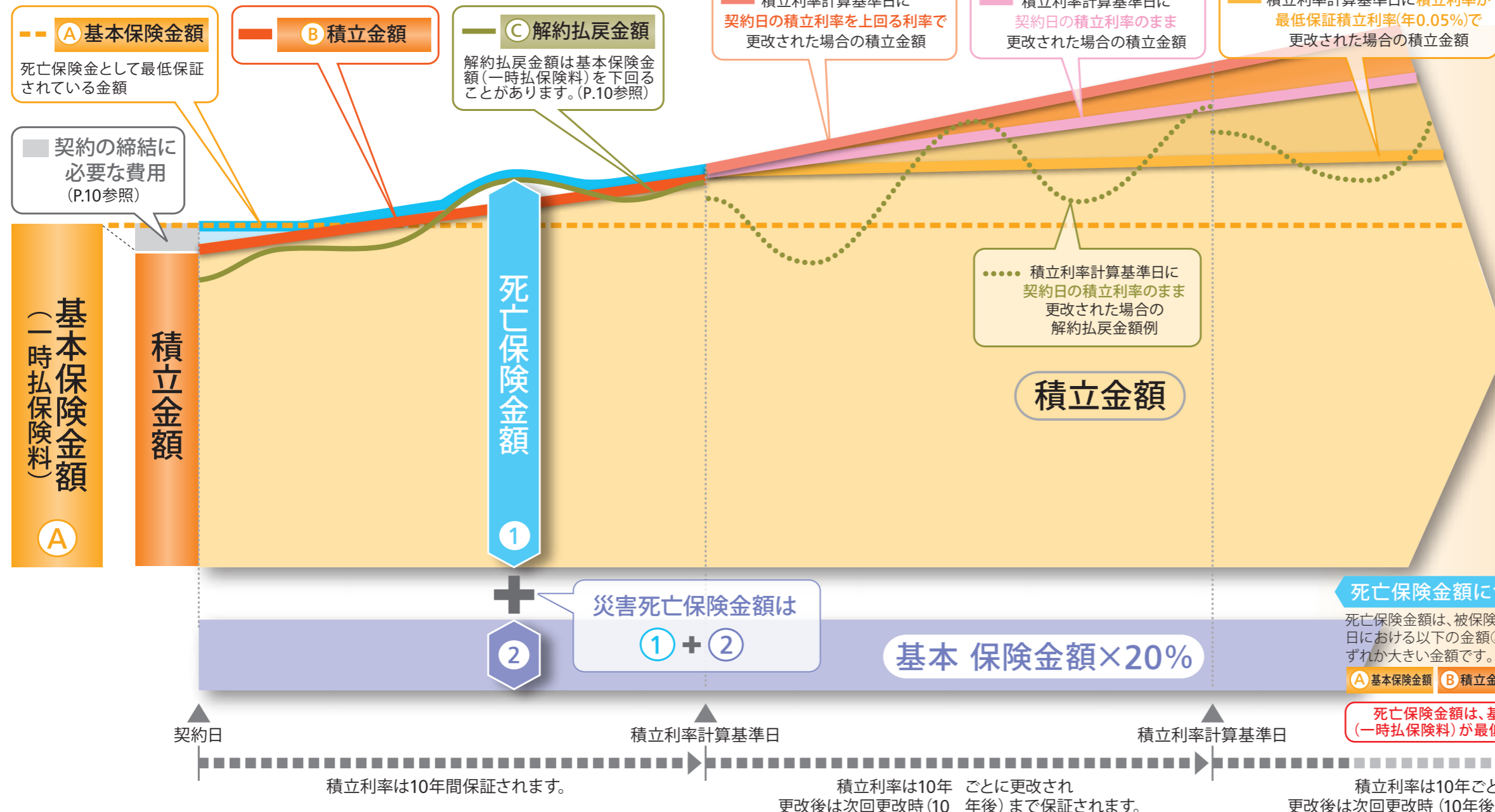
積立金は積立利率によって複利運用されるため、生涯増加します。  
※ご契約後10年ごとの積立利率計算基準日に積立利率を更改します。

ポイント  
**3**

## 一生涯の死亡保障

万が一の時にはあらかじめご指定いただいた死亡保険金受取人に(災害)死亡保険金をお支払いします。また、事故等の所定の災害で亡くなられた場合は、死亡保険金額に基本保険金額の20%を上乗せ保障します。

**イメージ図** 当書面記載のイメージ図は、将来の積立金額・解約払戻金額・(災害)死亡保険金額の推移をお約束するものではありません。なお、解約払戻金額の波線は、市場金利が変動(上昇・下降)したと仮定して記載しています。



## 保障は一生涯続きます

### 生命保険の特色

- 大切な人に、**宛名をつけて**資産をのこすことができます  
(死亡保険金受取人の指定)
- 相続時に**すぐに\***使える資金を準備できます  
(死亡保険金受取人からの請求により、(災害)死亡保険金の受取りが可能です。)

\*生命保険は原則遺産分割協議の対象外のため、比較的速やかに現金受取が可能です。ただし、保険金等をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

### 死亡保険金額について①

死亡保険金額は、被保険者が亡くなられた日における以下の金額(A)・(B)・(C)のうちいずれか大きい金額です。

A 基本保険金額 B 積立金額 C 解約払戻金額

死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

### 災害死亡保険金額について①+②

被保険者が不慮の事故等で亡くなられた場合の災害死亡保険金額は、左記の死亡保険金額と基本保険金額の20%の合計額です。

※一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、積立金として積立利率で積立てます。  
※積立利率は積立金にかかわるものであり一時払保険料全体に対するものではありません。契約の締結に必要な費用が差引かれますので、一時払保険料全体に対する利回りは、積立利率よりも低くなります。

※積立利率および契約の締結に必要な費用は、被保険者の契約日における契約年齢(16歳以上85歳以下と86歳以上90歳以下)によって異なります。

## 保険用語のご説明

**積立金**  
一時払保険料の中から契約の締結に必要な費用を差引き、将来の保険金をお支払いするために積立て運用する部分のことをいいます。

**積立利率**  
積立金に適用する利率のことをいいます。積立利率は、毎月2回(1日と16日)、国債の流通利回りを基準利率計算基準日(契約応当日)に積立利率は更改されます。更改後の積立利率は、次回の積立利率計算基準日の契約日における契約年齢(16歳以上85歳以下と86歳以上90歳以下)によって異なります。詳しくは「例表または提案書」にてご確認ください。

**契約年齢**  
被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げて計算した年齢をいいます。  
[例]85歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は86歳になります。

## 最低保証される(災害)死亡保険金額で万が一の事態に備えます。

—基本保険金額(一時払保険料)を1,000万円としたときに最低保証される(災害)死亡保険金額の推移例—

契約年齢が85歳以下の場合

[単位:万円 1万円未満切捨て]

経過年数	契約日の積立利率*					
	年1.0%の場合			年1.5%の場合		
	積立金額	死亡 保険金額	災害死亡 保険金額	積立金額	死亡 保険金額	災害死亡 保険金額
1年後	959	1,000	1,200	964	1,000	1,200
2年後	969	1,000	1,200	978	1,000	1,200
3年後	978	1,000	1,200	993	1,000	1,200
4年後	988	1,000	1,200	1,008	1,008	1,208
5年後	998	1,000	1,200	1,023	1,023	1,223
6年後	1,008	1,008	1,208	1,038	1,038	1,238
7年後	1,018	1,018	1,218	1,054	1,054	1,254
8年後	1,028	1,028	1,228	1,070	1,070	1,270
9年後	1,039	1,039	1,239	1,086	1,086	1,286
10年後	1,049	1,049	1,249	1,102	1,102	1,302
20年後	1,159	1,159	1,359	1,279	1,279	1,479

○それぞれの金額は各年の契約応当日における概算金額です。

また、10年後の積立利率計算基準日に契約日の積立利率と同じ利率で更改されたものとして計算しています。

○例示の積立利率は上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の積立利率が例示の範囲を超える場合があります。

\*現在の積立利率は「例表または提案書」にてご確認ください。

## 3. 保障内容

死亡 保険金	被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金額(被保険者が死亡された日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)をお支払いします。 〔死亡保険金をお支払いできない場合〕 例えば、責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺の場合やご契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡保険金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。その他の事例につきましては「ご契約のしおりー約款」にて、詳細をご確認ください。
災害死亡 保険金	被保険者が次の理由で亡くなられた場合、死亡保険金額(被保険者が死亡された日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)と基本保険金額の20%の合計額をお支払いします。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に亡くなられたとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として亡くなられたとき 〔災害死亡保険金をお支払いできない場合〕 責任開始時前に発生した不慮の事故や発病した所定の感染症を直接の原因とする場合等にはお支払いできません。 ※災害死亡保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。その他の事例、不慮の事故および所定の感染症につきましては「ご契約のしおりー約款」にて、詳細をご確認ください。

※死亡保険金額等の詳細は、「例表または提案書」をご確認ください。

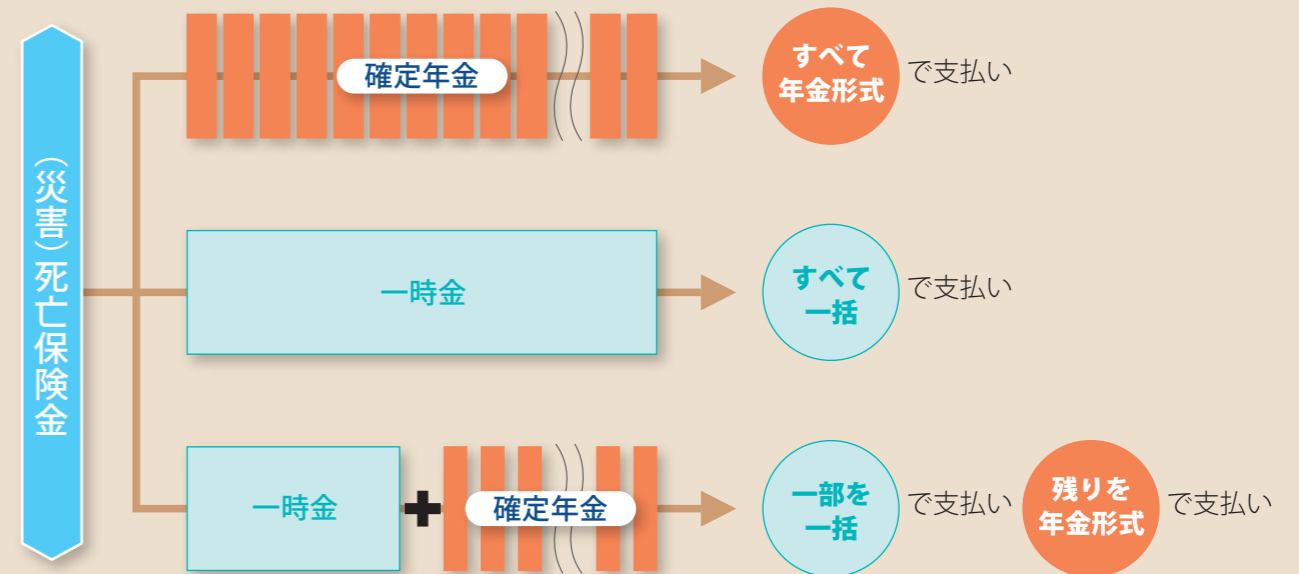
## 4. 付加できる主な特約

### 年金特約〔(災害)死亡保険金の年金支払〕

●年金特約を付加することによって、死亡保険金受取人に(災害)死亡保険金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。

イメージ図

年金特約を活用した(災害)死亡保険金の支払方法は**3**パターン



※年金の支払方法につきましては、年金支払開始日以後、将来の年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。  
※受取人が複数で、一括支払の場合、代表者口座へのお支払いのほか、受取人ごとの口座へのお支払いも可能です。  
※年金支払開始日は、年金基金設定日の1年後となります。  
※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

特約の付加	(災害)死亡保険金のお支払事由発生前:ご契約者からのお申し出により付加 (災害)死亡保険金のお支払事由発生後:死亡保険金受取人からのお申し出により付加*1
年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。*2
年金受取人	死亡保険金受取人*3
年金基金設定日	(災害)死亡保険金のお支払事由発生前に特約を付加した場合:お支払事由発生日 (災害)死亡保険金のお支払事由発生後に特約を付加した場合:特約付加日
年金支払開始日	年金基金設定日の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額に基づき、年金基金設定日における予定利率等によって計算されます。ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、一括でお支払いします。(年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。)

\*1 (災害)死亡保険金のお支払後は付加できません。

\*2 特約付加時または年金支払期間変更時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

\*3 年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに年金特約を適用し、年金をお支払いします。

### 解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払〕

●詳細につきましては、「解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払(P.7)〕」をご参照ください。



## 5. 解約払戻金

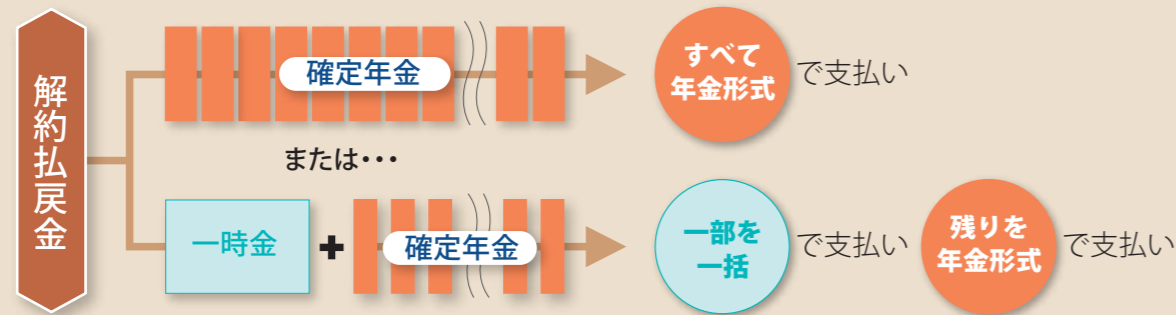
- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部は契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- 積立利率計算基準日(10年ごとの契約応当日)における解約を指定された場合は、解約払戻金額は積立金額と同額となり、一時払保険料を下回ることはありません。ご契約者は、積立利率計算基準日の直前1カ月間に限り、解約日または減額日を、解約または減額の請求後最初に到来する積立利率計算基準日に指定することができます。
- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報 (P.13)」をご参照ください。

### 解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払〕

- 解約払戻金の年金特約を付加することによって、ご契約者に解約払戻金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。
- この特約の年金受取人は、ご契約者となります。(ご契約者以外へ変更することはできません。)

#### イメージ図

解約払戻金を年金に変更し、ご自身のライフプランに応じてお役立ていただけます。



※年金の支払方法につきましては、年金支払開始日以後、将来の年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。  
 ※年金支払開始日は、年金基金設定日(解約日)の1年後となります。  
 ※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

特約の付加	契約日からその日を含めて5年経過以後の解約の際に、ご契約者からのお申し出により付加*1
年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。*2
年金受取人	保険契約者
年金基金設定日	解約日
年金支払開始日	年金基金設定日の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額に基づき、年金基金設定日における予定利率等によって計算されます。ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。

- \*1 基本保険金額の減額分に対応する解約払戻金に対しては付加できません。
- \*2 特約付加時または年金支払期間変更時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

## 6. お客様にご負担いただく諸費用等

- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報 (P.10)」をご参照ください。

## 7. ご契約の引受条件 (平成25年4月現在)

被保険者*1	契約年齢が16歳以上90歳以下(満年齢15歳6カ月超90歳6カ月以下)
基本保険金額(一時払保険料)	100万円以上(10万円単位) ただし、基本保険金額3億円*2超のご契約はお取扱いできません。
最低保証積立利率	年0.05%
クーリング・オフ制度	申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
保険料払込方法	一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
保険期間	終身
配当金	なし

\*1 ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

\*2 他にニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払増額終身保険にご加入されている場合は、その基本保険金額を合算いたします。

※この商品は金利情勢等によっては新規募集を停止することがあります。(被保険者の年齢によって停止条件が異なります。)

※上記内容は将来変更する場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に申込書にてご確認ください。

## II 注意喚起情報

## 注意喚起情報について

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。  
なお、「9.現在ご加入のご契約について解約・減額して新しいご契約のお申込みをされる場合」は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

「特にご注意いただきたい事項」のポイント		記載 ページ
お客様にご負担いただく諸費用等について		▶ P.10
解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があることについて		▶ P.10
1	ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。(クーリング・オフ制度)	▶ P.11
2	職業等についてありのままを告知ください。 正しく告知しなかった場合には、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。 なお、生命保険募集人に告知をお受けする権限はありません。	▶ P.11
3	日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお払込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。	▶ P.12
4	保険金等をお支払いできない場合があります。	▶ P.12
5	解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	▶ P.13
6	生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。	▶ P.14
7	この商品は預金ではありません。	▶ P.14
8	この保険には、配当はありません。 また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。	▶ P.15
9	現在ご加入のご契約について解約・減額して新しいご契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる事項があります。	▶ P.15
10	この保険は日本生命の責任開始の日が契約日となり、ご契約当初10年間の積立利率は契約日時点の積立利率となります。	▶ P.16
11	お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。	▶ P.17
12	生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。	▶ P.18
13	保険金等のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命までご連絡ください。 また、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。	▶ P.18

## お客様にご負担いただく諸費用等について

この商品のお客様にご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「保険期間中の費用」の合計額です。また、特定のお客様には「年金支払期間中の費用」等がかかります。

## ■ご契約締結時の費用

契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に以下の割合を乗じた金額が差引かれます。

契約日の被保険者年齢	一時払保険料からの控除率
契約年齢が16歳以上85歳以下(満年齢15歳6カ月超85歳6カ月以下)	5.0%
契約年齢が86歳以上90歳以下(満年齢85歳6カ月超90歳6カ月以下)	2.5%

## ■保険期間中の費用

契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用であり、あらかじめ保険契約関係費率等を控除したうえで積立利率を定めております。現在の積立利率につきましては、「例表または提案書」をご確認ください。

## ■年金支払期間中の費用(年金特約・解約払戻金の年金特約を付加する場合)

次の費用を控除したうえで年金額は計算されます。

年金支払期間中の費用	支払年金額に対して…1%
------------	--------------

第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

解約払戻金額は  
一時払保険料を下回る場合があることについて

- この商品は、積立金を国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。**

- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。



## クーリング・オフ制度

ご契約のしおり→ 6 ページ

1. ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

- クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、ニッセイダイレクト事務センター宛にお申し出ください。

## ■書面に記載いただく事項

- ①お申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思
- ②申込番号（「契約申込書契約者控」の上部の9桁の数字）
- ③一時払保険料
- ④取扱金融機関名・支店名
- ⑤返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- ⑥書面作成日
- ⑦申込者またはご契約者の氏名（自署）・住所・電話番号
- ⑧申込書と同一印の押印

## ■書面の郵送先

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート  
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

## 告知義務等の内容

ご契約のしおり→ 18 ページ

2. 職業等についてありのままを告知ください。正しく告知いただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。なお、生命保険募集人に告知をお受けする権限はありません。

- 告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項であり、ご契約者や被保険者には職業等について告知いただく義務があります。ご契約にあたっては、申込書の「告知欄」で日本生命がおたずねすることについて、事実をありのまま正確に告知ください。
- 生命保険募集人（募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。以下同じ）に口頭でお話または資料提示されただけでは「告知」にはなりませんので、ご注意ください。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいた場合、責任開始の日から2年以内であれば、日本生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。なお、責任開始の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。（ただし、積立金額を上限とします。）また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込まれた保険料を払戻しません。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、告知内容、または保険金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

## 責任開始（保障の開始）と契約日

ご契約のしおり→ 19 ページ

3. 日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料（相当額）のお払込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

- 生命保険募集人は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。
- ご契約は、お客様からのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。
- 一時払保険料（相当額）のお払込みが完了した時とは、一時払保険料（相当額）が日本生命指定の金融機関の口座に着金した時をいいます。
- 契約日は日本生命の責任開始の日となります。

## 保険金等をお支払いできない場合

ご契約のしおり→ 20 ページ

4. 保険金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
  - －原因となる不慮の事故や所定の感染症等が責任開始時前に生じている場合は、災害死亡保険金はお支払いできません。（不慮の事故や所定の感染症等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。）
  - －不慮の事故から180日経過後に死亡された場合は、災害死亡保険金はお支払いできません。
- 免責事由に該当した場合
  - －責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
  - －ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人等の故意または重大な過失 等
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合（この場合、すでに払込まれた保険料を払戻しません。）
- 保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合
- 告知義務違反によって、ご契約が解除された場合

## 5. 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部は契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- 解約払戻金額の計算方法は、以下のとおりです。  
**解約払戻金額＝積立金額×(1－市場金利調整率)**  
 ※市場金利調整により解約払戻金額は積立金額より増加する場合がありますが、解約払戻金額が「次の積立利率計算基準日」の前日の積立金額を上回ることはありません。
- 市場金利調整は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させるための手法です。解約払戻金を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、契約日から解約払戻金計算基準日までの間に適用された積立利率から計算された積立金との乖離を調整します。その結果、解約払戻金計算基準日の市場金利により、解約払戻金が増加または減少することがあります。  
 この商品は、積立金を国債等を中心に運用しますが、一般に国債等の資産価値は、市場金利の動きに応じて変化します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加します。この商品では、積立金の運用資産の価格変動を解約払戻金の増減に反映させています。

$$\text{市場金利調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率} * 1}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} * 2 + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数} * 3}{12}}$$

*1 適用されている積立利率	解約払戻金計算基準日に当該契約に適用されている積立利率
*2 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率	解約払戻金計算基準日に、ご契約時と同じ契約年齢で新たにこの保険にご契約いただくと仮定した場合に適用される積立利率
*3 残存月数	解約払戻金計算基準日から起算して、次の積立利率計算基準日の前日までの月数 (月数未満切上げ)

- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。基本保険金額を減額した場合は、積立金額も同時に同じ割合で減額されます。減額後の基本保険金額が100万円を下回る場合は、減額をお取扱いできません。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおりー約款」をご参照ください。

## 6. 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

### 預金ではないこと

## 7. この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品に関して、お支払事由が発生した場合、保険金等のお支払いに関する判断は日本生命が行います。
- この商品に関して、募集代理店（生命保険募集人）による保証はありません。



無配当であり、「社員」とはならないこと

ご契約のしおり→ 7 ページ

## 8. この保険には、配当はありません。また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定（定款第6条第1項：当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。）により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款に基づく保険料の払込義務等があります。

日本生命または他社のご契約の見直しを検討されているお客様へ

ご契約のしおり→ 8 ページ

## 9. 現在ご加入のご契約について解約・減額して新しいご契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、新しいご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。詳しくは、「2. 職業等についてありのままを告知ください(P.11)」の項をご確認ください。
- 新しいご契約については、責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺の場合等には、保険金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、同一保険料の場合は、通常、保険金額等が少なくなります。

適用される積立利率

ご契約のしおり→ 14 ページ

## 10. この保険は日本生命の責任開始の日が契約日となり、ご契約当初10年間の積立利率は契約日時点の積立利率となります。

- 積立利率は毎月1日と16日の2回設定され、ご契約当初10年間の積立利率は、契約日（一時払保険料（相当額）が日本生命指定の金融機関の口座に着金した日と告知日のいずれか遅い日）における積立利率となります。
- 申込日から契約日まで間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されます。
- 積立利率は、10年ごとの積立利率計算基準日に更改され、直近の積立利率が適用されます。

## 税金の取扱い

ご契約のしおり→ 33 ページ

## 11. お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。(平成25年2月現在)

- 以下の内容は、平成25年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、(災害)死亡保険金、年金にかかる税金につきましては、実際にお支払いが発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

**ご契約時** 一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、死亡保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。

**解約払戻金にかかる税金** 解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは次のとおりです。

解約払戻金と一時払保険料の差額
-----------------

所得税(一時所得*1*2)+住民税
-------------------

\*1 一時所得の課税対象額 = {(解約払戻金) + (配当金) - (一時払保険料) - (特別控除額50万円)} × 1/2

※特別控除額50万円は各々の契約についてではなく、年間の一時所得合計に対して適用されます。

\*2 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。

※解約払戻金の年金特約を付加し、解約払戻金を年金受取する場合、毎年の年金受取時には、雑所得として所得税と住民税が課税されます。

**(災害)死亡保険金にかかる税金** (災害)死亡保険金にかかる税金は契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。(保険料負担者は契約者とします。)

契約内容	ご契約例			税の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
①契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者 (または子)	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者 (または子)	本人	所得税(一時所得) +住民税
③契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者 (または子)	子 (または配偶者)	贈与税

※年金特約を付加した場合の課税は、契約者・被保険者・受取人の関係や、年金特約を付加する時期によって異なります。詳細につきましては、「ご契約のしおり-約款」をご参照ください。

## ご要望・苦情等のお問合せ先

ご契約のしおり→ 12 ページ

## 12. 生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。

- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては、次の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター 0120-562-186 (通話料無料)

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

## 生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問合せについて

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。
- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 保険金等のお支払いについて

## 13. 保険金等のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命までご連絡ください。また、お支払いの可能性がと思われる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 保険金等のお支払事由、ご請求手続等については、「ご契約のしおり-約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 日本生命からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ずご連絡ください。